

問題ニシテモ(前記ノ機テ有機デ毎日事業ヲ繼續シテ居
 ラズ又指テス)諸君ニ對シテ指示ナル回答モ出来ズ遺憾ノ
 至リテス此ノ有機ナル次第ナレハ今迄ノ事業ノ繼續モ出来
 マン故ニ止ムヲ得ズ解散致ス事ニ決定致シマシタ今迄ノ挂文
 品ノ残りヲ御得莫先ノ不良品ノ取替マ品物ノ整理ノ為解散ノ
 期日ヲ四月十八日ト致シマス(四月十八日迄事業ヲスリマス)当工場テ決
 定ナル退職手當又支給致シマス又即時退職希望ノ人ハ甲出下リイ
 解散期日前ニ支給致シマス(之ヲ共退職金ハ取ル可ク四月十日頃ニ至リ
 昭和十二年四月三日 初見レンズ合名會社

從業員各位
 謝詞

一退職手當ハ準備積立金(退職手當法第三十條ノ規程ニ依ラレシム)
 一初任職員ニ付常雇者賃銀ニ割昇給セラレ度シ受取者ニハ受
 取準備金ニ割値上マラレ度シ
 昭和十二年四月三日
 全日本労働總同盟
 關東木材産業労働組合
 初見支那部
 初見レンズ合名會社
 御中

別紙

上 甲 書

- 一 營業作業を通じ工場側責任者ニ決定セシメテ
 - 二 職長副職長各組責任者ニ從業員と協議の上決定セシメ
 - 三 外交員並ニ工場内ノ責任者ト第一回以上懇談會を開ク事
 - 四 型其ノ他パレス客解口道具類ノ陸文又ハ改修等日工場
 責任者ト相談の上改修ハ之事
 - 五 工場側並ニ全從業員と懇談會を年二回開催スル事
- 從業員一同

初見レンズ合名會社 御中